

告示第 1 5 6 号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 2 7 号）及び廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 2 8 号）に規定する市長が定める者及び研修（平成 2 5 年告示第 3 9 号）の一部を次のように改め、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

第 2 号中「第 1 9 2 条第 2 項」を「第 1 9 2 条第 3 項」に改める。

第 3 号中「第 1 9 1 条第 9 項」を「第 1 9 1 条第 1 2 項」に改める。